

2 ハンセン病問題と同和問題から差別の本質を考える

1 ねらい

ハンセン病問題と同和問題の相違点等を話し合うことで、差別の現実に学びながら自らの人権意識を見つめ直し、差別の本質について考え、差別解消への意欲を高める。

2 進め方

(1) グループ討議

ア 学習の進め方について説明する。(ワークシート配布)

イ ハンセン病問題Q&A (P. 11～13) を参考に、ハンセン病問題のワークシート①に記入する。

ウ ハンセン病問題と同和問題の相違点等をワークシート②に記入する。

エ 書き込んだことについて、グループで話し合う。

オ 解決策を話し合い、まとめる。

(2) 全体討議

ア グループのまとめ(解決策)を発表する。

イ 指導者が講評と助言を行う。

3 研修のポイント

- ハンセン病や同和問題に対する無知、無理解、無関心が偏見や差別を残していることを学び、正しい知識を身に付ける。
- 社会の中にある差別の構造に目を向け、人権尊重の仕組み(法律・制度)について考える。
- 人権尊重を、他人ごとではなく自分の課題として捉え、自らの生き方を見つめ直し、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てる。
- 差別を受けてきた人たちの思いに共感し、差別は人としての誇りや幸せを奪うものであることに気付き、一人一人が差別解消に主体的に取り組もうとする意欲・態度を育てる。

ワークシート①

※ ハンセン病問題Q & A (P. 11～13) を参考に、空欄に適切な文を書き入れましょう。

項 目	ハンセン病問題
偏見・差別の実態やその背景等	○ 同一の家族内で発病することがあり、遺伝病と誤解された。 ○ 無らい県運動、「らい予防法」など国の誤った政策により、社会の中に偏見・差別が残された。 ○ 隔離政策による外部との遮断、情報が公開されないなどの閉鎖性が、人権侵害を引き起こすとともに、国民の無関心や無知を生み偏見や差別を助長した。 ○ 多くの人は後遺症を抱え、介護を必要とし社会復帰が極めて困難な現状にある。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
取組による成果や関係する法	○ ハンセン病問題など様々な人権課題に対する関心が高まった。 ○ 1953 (昭和 28) 年、「癩予防法」を引き継ぐ「_____」が成立し、隔離政策が徹底された。 ○ 1996 (平成 8) 年、「_____の廃止に関する法律」が公布され 90 年にわたる国の隔離政策等が廃止された。 ○ 1998 (平成 10) 年、入所者が熊本地裁に「_____」違憲国家賠償請求訴訟をおこし、国の誤りや責任を追及した。 ○ 2001 (平成 13) 年、熊本地裁は隔離政策の誤りを断罪し原告勝訴の判決を下した。国も誤りを認め謝罪した。 ○ 2009 (平成 21) 年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (通称ハンセン病問題基本法)」が施行され、入所者の社会復帰支援、十分な医療体制の確保、療養所の地域への開放など課題への取組が始まった。

項 目	同 和 問 題
偏見・差別の 実態やその 背景等	実態 ○ 差別投書、落書き、差別電話 ○ 戸籍謄本等の不正取得（身元調査に利用） ○ 差別調査（土地調査差別等） ○ 就職・企業内差別 ○ 結婚差別 ○ インターネット上の差別書き込み等 ○ 被差別部落に対しての、怖い・貧しいなどのマイナスイメージ ○ 「被差別部落の人たちは血筋が違う」という偏見 歴史的背景など ○ 明治時代、国は太政官布告（「解放令」）を出しただけで、解放のための具体的施策を行わなかった。 ○ 封建的賤視観念が残された。 ○ 明治期に作成された戸籍が身元調査に利用されるなど、戸籍制度上の問題が残された。 ○ くらしの中に迷信・風習などが残されている。 ○ 同和問題に関わりたくないという忌避意識がある。
取組による 成果や 関係する法	成果 ○ 義務教育教科書の無償制度 ○ 生活環境や教育、就労に表れる格差の是正、差別実態の解消 ○ 企業の採用差別の撤廃（全国高等学校統一用紙の制定等） ○ 戸籍の公開・閲覧の禁止 ○ 身元調査お断り運動 ○ 人権意識の高揚（人権条例の制定等） ○ 市民参加による人権教育推進体制づくりや、人権文化のまちづくり 関係する法律等 ○ 1965（昭和 40）年の同和対策審議会答申では、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識に立ち、幅広い分野での総合的な施策を打ち出した。 ○ 1969（昭和 44）年、「同和対策事業特別措置法」が制定され、本格的な同和対策事業が始まり、その後、「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に引き継がれた。 ○ 2002（平成 14）年 3 月に国の特別対策としての同和行政が終了した。 ○ 1996（平成 8）年には地域改善対策協議会が、特別対策終了後における「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」を政府に意見具申し、その中で残された課題の解決に向け、差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進等、その後の方向を示した。 ○ 2000（平成 12）年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行された。

ワークシート②

1 ハンセン病問題と同和問題の相違点や類似点を考えましょう。

	ハンセン病問題	同和問題
違う点		
似ている点 同じ点		

2 ハンセン病問題や同和問題は、どうすれば解決できると思いますか。

また、あなたができることは何ですか。自分の考えを書きましょう。
